

第8回静岡県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

日時：令和2年11月30日（月）18時

場所：WEB会議（県庁別館5F）

1 開 会

2 議 事

報告事項

（1）新型コロナウイルス感染症者発生・入院等の状況について
（令和2年11月27日時点）

（2）第7回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議要旨について

（3）厚生労働省からの通知

ア 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令等について（施行通知）

イ 11月以降の感染状況を踏まえた病床・宿泊療養施設確保計画に基づく病床・宿泊療養施設の確保及び入院措置の対象について（要請）

3 閉 会

静岡県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

氏名	所属団体名・役職名	備考
倉井 華子	静岡がんセンター 感染症内科 部長	座長
渥美 生弘	聖隷浜松病院 救命救急センター長	
伊東 宏晃	浜松医科大学産 婦人科学講座教授	産科領域
岩井 一也	静岡市立静岡病院 血液内科部長	
加藤 明彦	浜松医科大学附属病院 病院教授	透析領域
木村 雅芳	静岡県保健所長会 会長	
小清水 直樹	藤枝市立総合病院 統括診療部長兼感染管理担当部長	
荘司 貴代	静岡県立こども病院 小児感染症科医長	小児科領域
須田 隆文	浜松医科大学 内科学第二講座教授	
飛田 規	磐田市立総合病院 副院長	
長岡 宏美	静岡県環境衛生科学研究所 微生物部 部長	
袴田 康弘	静岡県立総合病院 総合診療センター長	
福地 康紀	静岡県医師会 理事	
前田 正人	JCHO三島総合病院 副院長兼消化器部長	
操 華子	静岡県立大学 看護学部看護学科 教授	
矢野 邦夫	浜松医療センター 院長補佐兼感染症内科部長	

※ 顧問 毛利 博 静岡県病院協会会長

顧問 山口 建 静岡県理事

静岡県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議設置要綱

(趣旨)

第1条 静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部に対し、感染症の拡大を防止するとともに、患者の重症度に応じた医療体制の確保に関する適切な助言等を行うため、静岡県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議を設置する。

(協議事項)

第2条 会議では、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 新型コロナウイルス感染症に対する県の対策に関する専門的助言
- (2) 県内医療機関等への専門的助言
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策本部への提言・情報提供

(座長及び委員)

第3条 会議に、座長及び委員を置く。

- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が就任を依頼する。
- 3 座長は、委員の互選により選任する。

(会議)

第4条 会議は、座長が招集し、会議の議長となる。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、静岡県健康福祉部医療局疾病対策課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

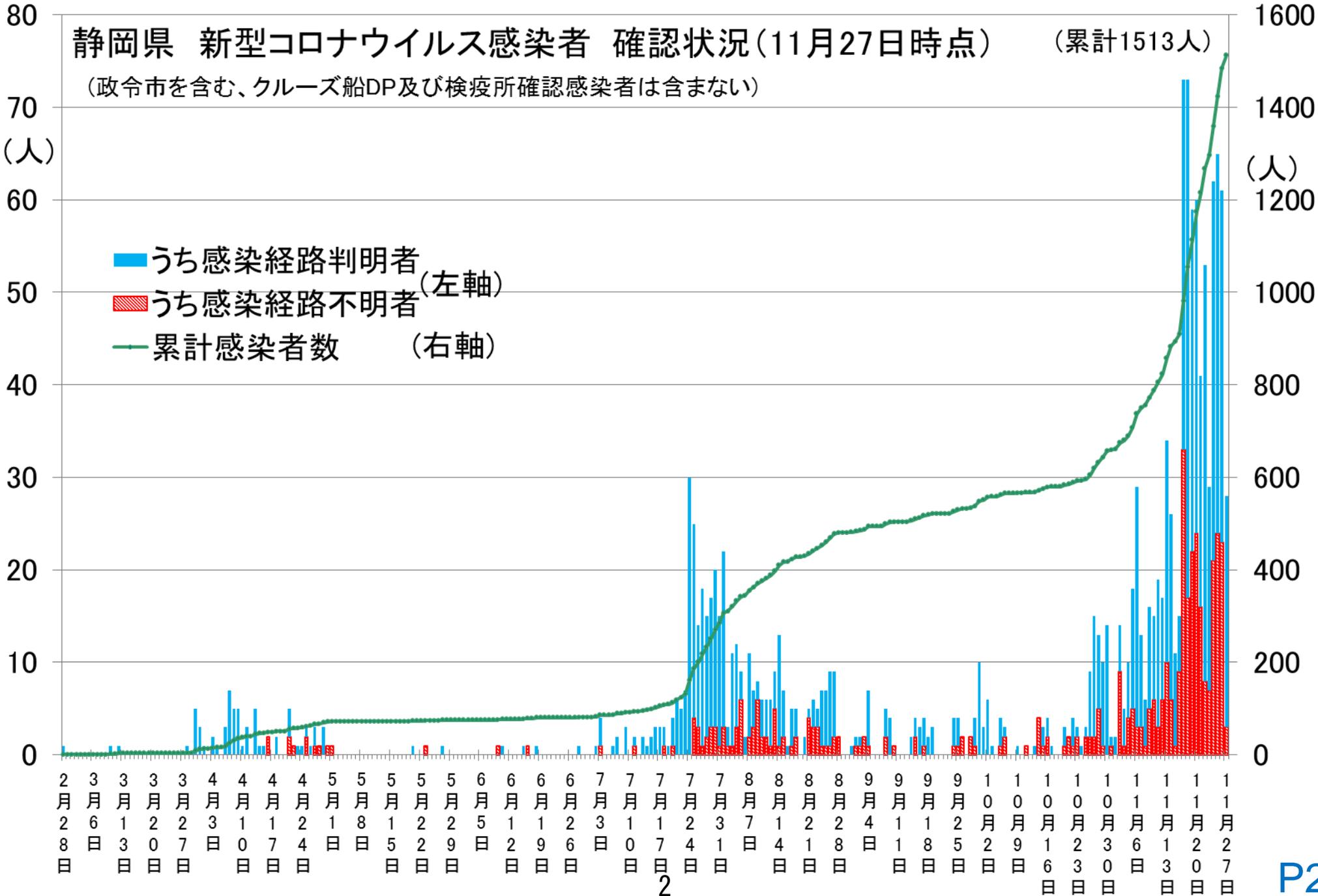
この要綱は、令和2年5月5日から施行する。

静岡県の
新型コロナウイルス感染症者
発生・入院等の状況
(2020年11月27日時点)

静岡県 新型コロナウイルス感染者 確認状況 (11月27日時点)

(累計1513人)

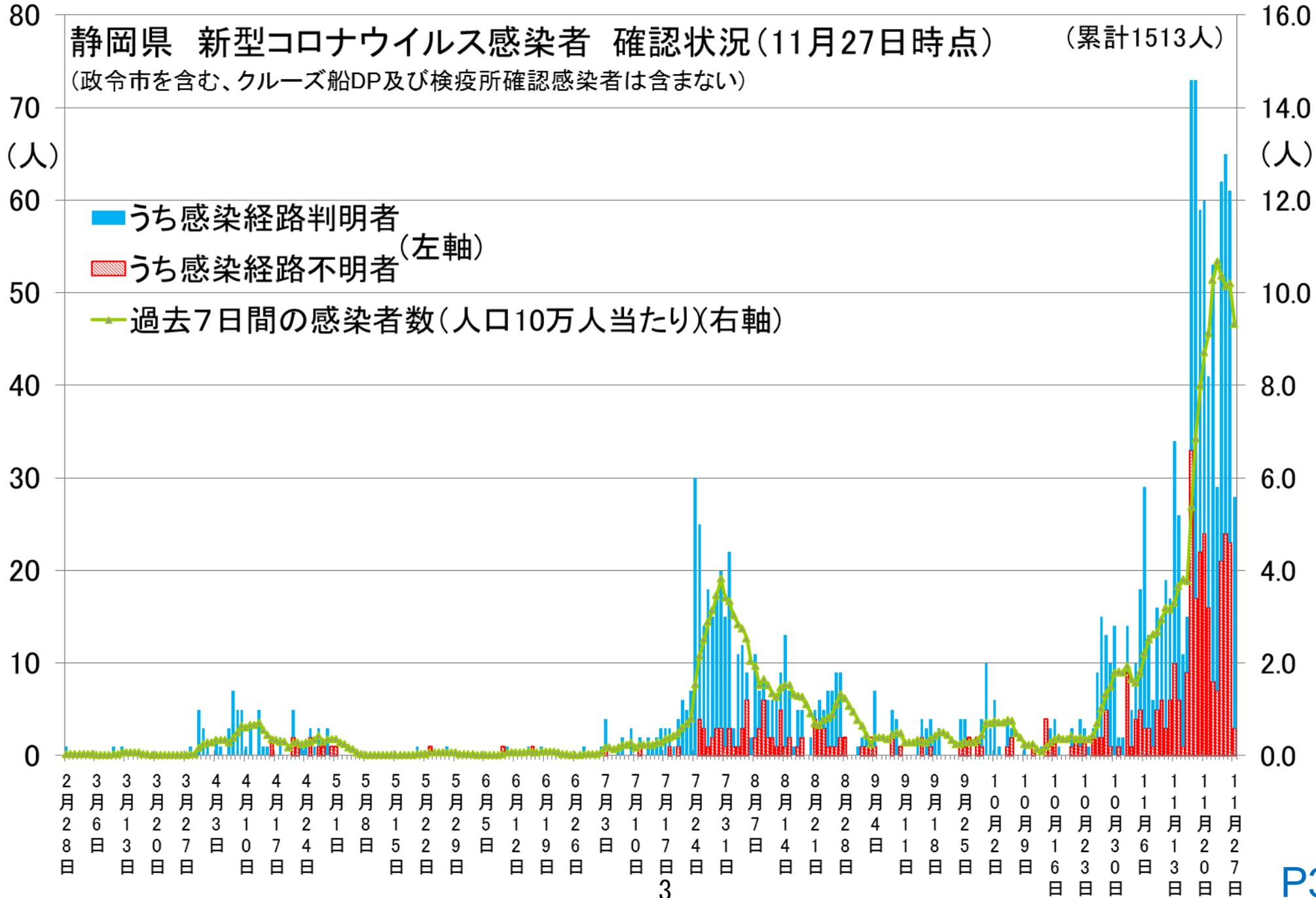
(政令市を含む、クルーズ船DP及び検疫所確認感染者は含まない)



静岡県 新型コロナウイルス感染者 確認状況 (11月27日時点)

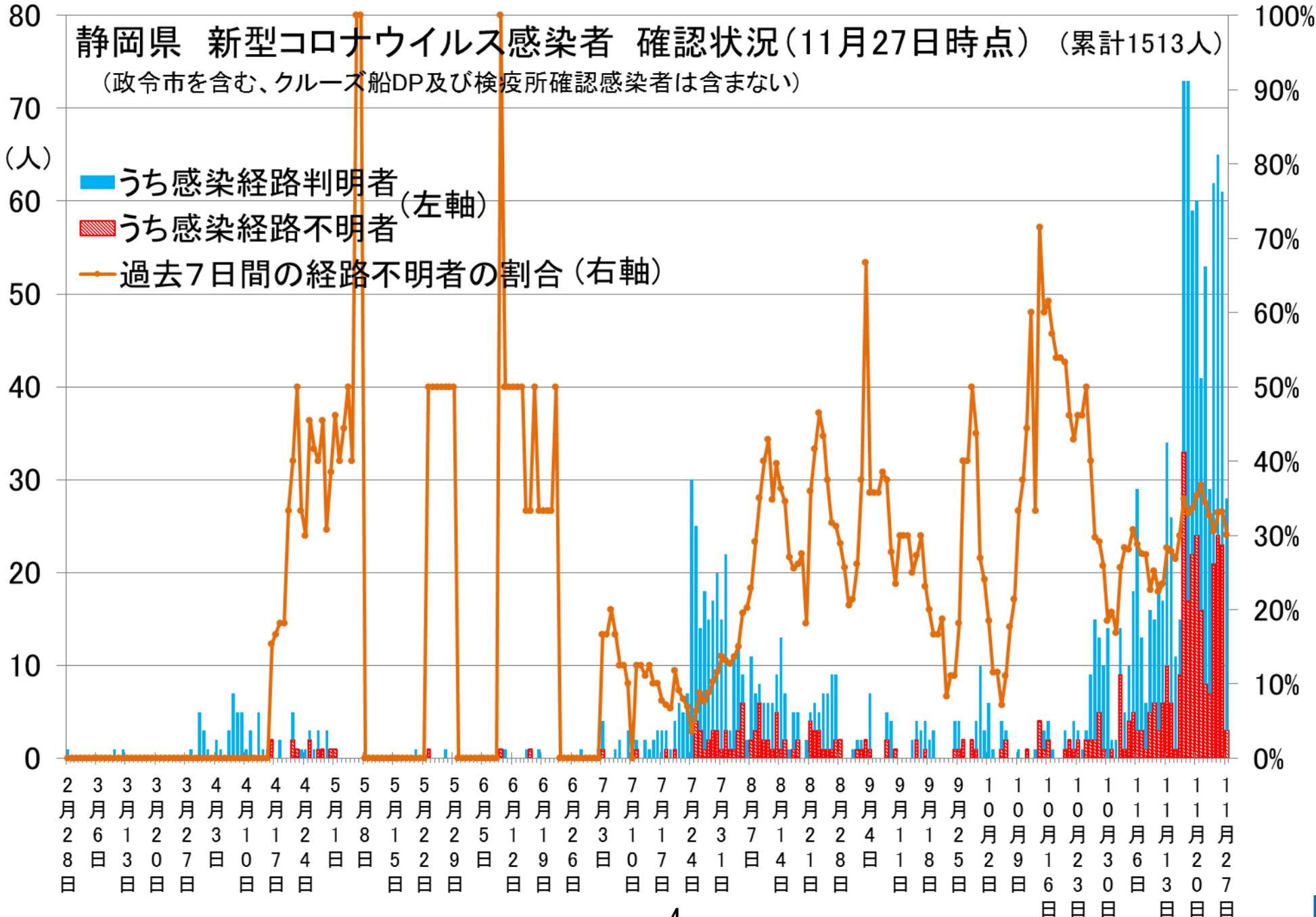
(累計1513人)

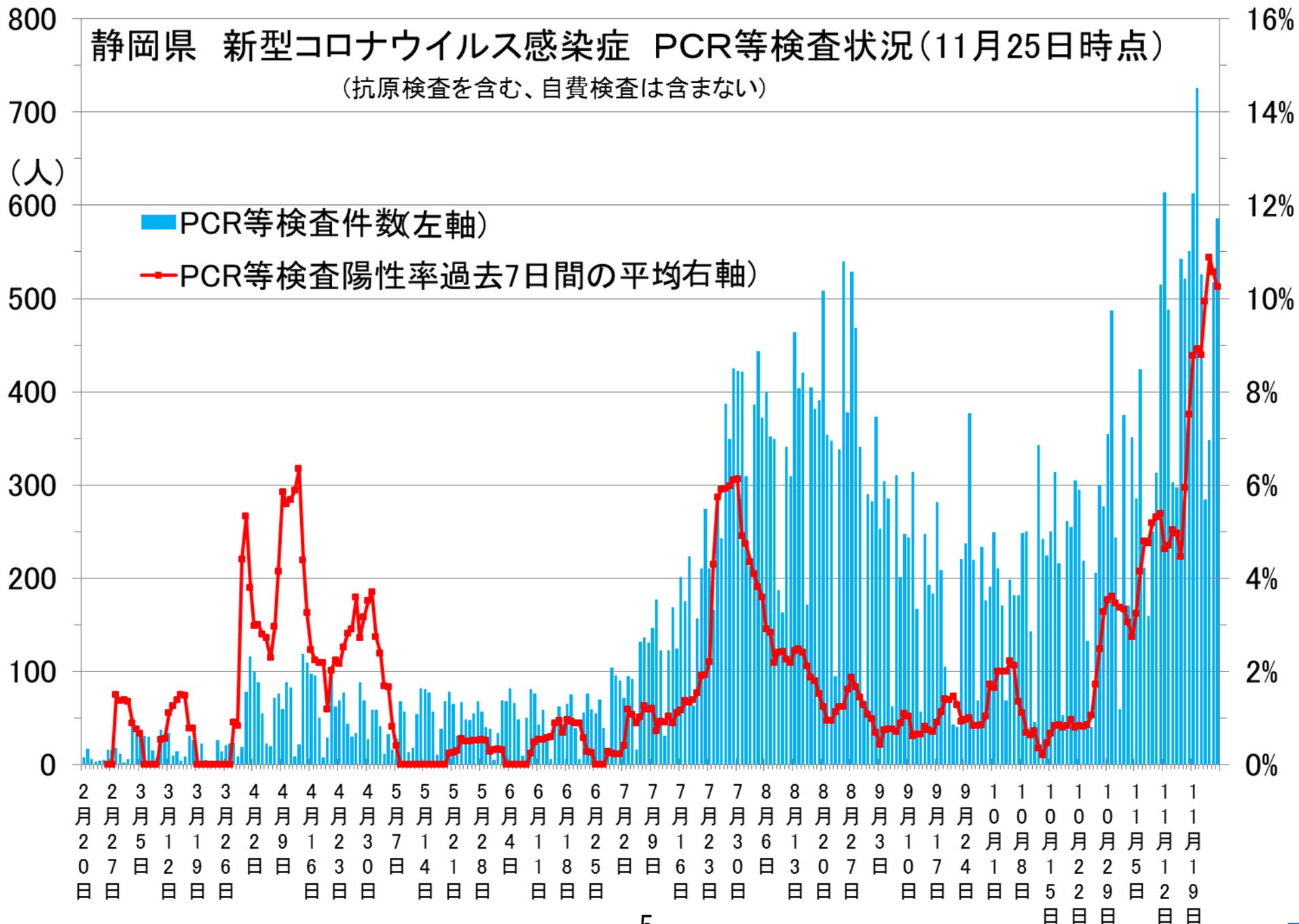
(政令市を含む、クルーズ船DP及び検疫所確認感染者は含まない)



静岡県 新型コロナウイルス感染者 確認状況(11月27日時点) (累計1513人)

(政令市を含む、クルーズ船DP及び検疫所確認感染者は含まない)





50

静岡県東部 新型コロナウイルス感染者確認状況(6月28日～11月27日)

20.0

(政令市を含む、クルーズ船DP及び検疫所確認感染者は含まない)

40

(人)

■ うち感染経路判明者

■ うち感染経路不明者 (左軸)

— 過去7日間の陽性者数 (右軸)

(人口10万人当たり)

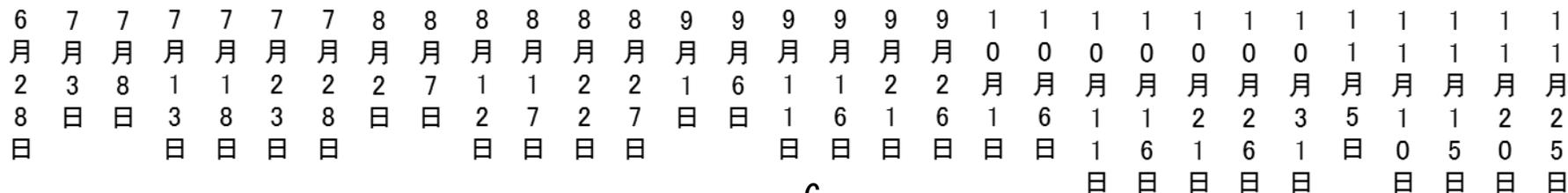
(人)

30

20

10

0



50

20.0

静岡県中部 新型コロナウイルス感染者確認状況(6月28日～11月27日)

(政令市を含む、クルーズ船DP及び検疫所確認感染者は含まない)

(人)

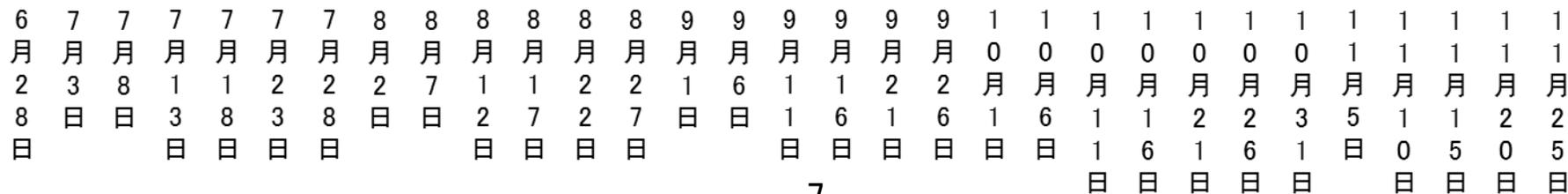
- うち感染経路判明者 (左軸)
- ▨ うち感染経路不明者 (左軸)
- 過去7日間の陽性者数(右軸)
(人口10万人当たり)

(人)

20

10

0



50

20.0

静岡県西部 新型コロナウイルス感染者確認状況(6月28日～11月27日)

(政令市を含む、クルーズ船DP及び検疫所確認感染者は含まない)

40

(人)

■ うち感染経路判明者 (左軸)

■ うち感染経路不明者

— 過去7日間の陽性者数(右軸)
(人口10万人当たり)

15.0

(人)

30

20

10.0

10

5.0

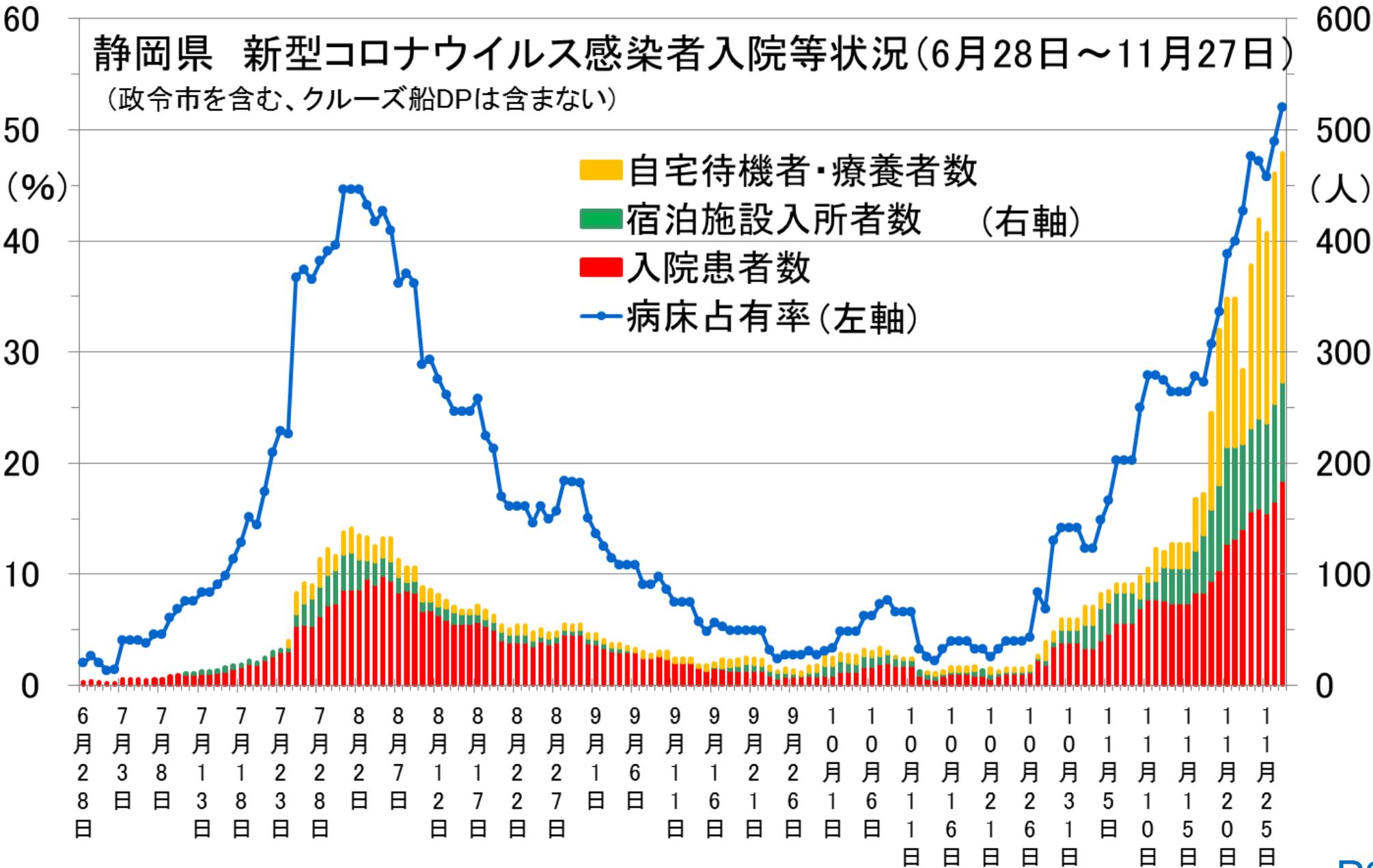
0

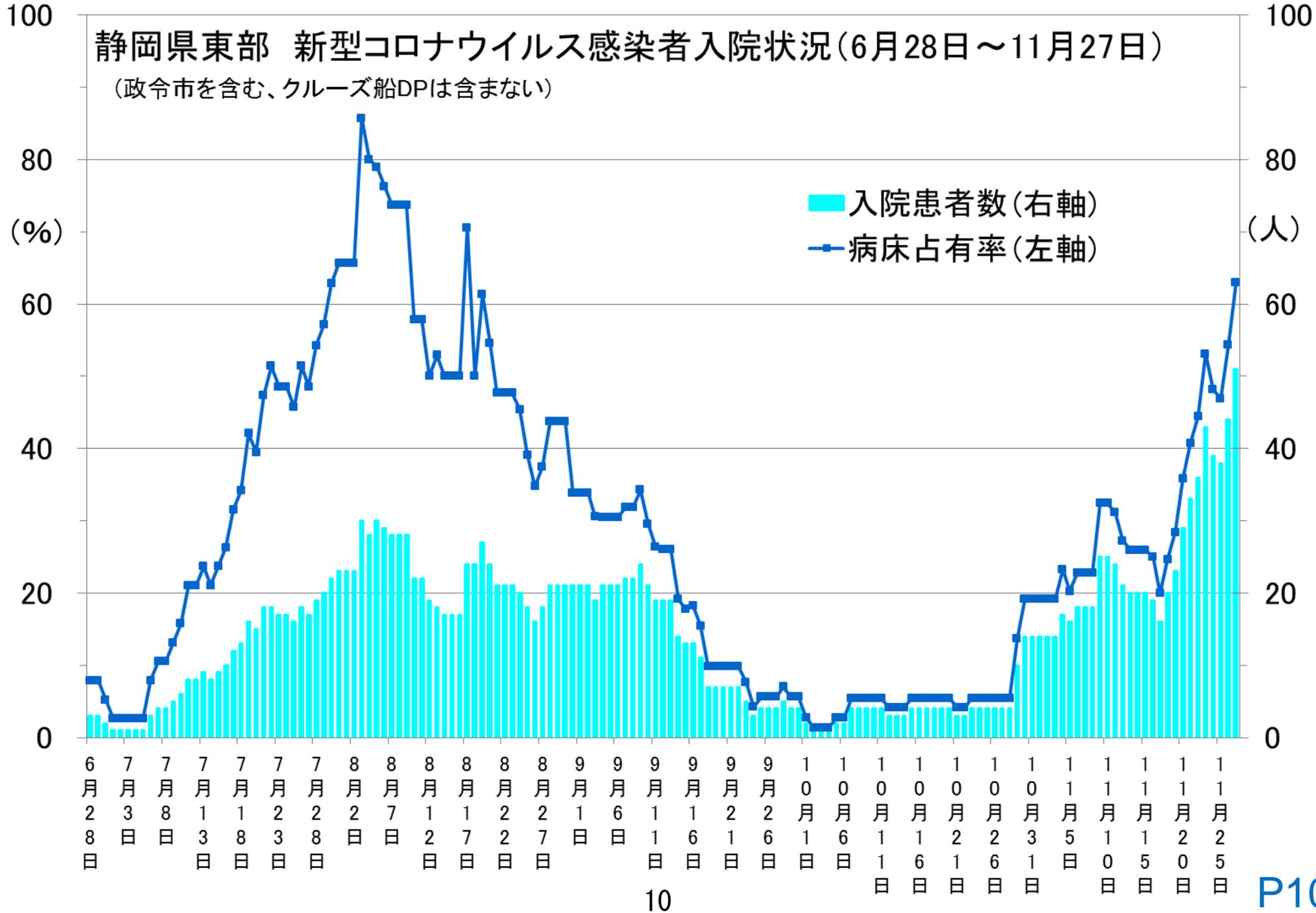
0.0



静岡県 新型コロナウイルス感染者入院等状況(6月28日～11月27日)

(政令市を含む、クルーズ船DPは含まない)





100

静岡県中部 新型コロナウイルス感染者入院状況(6月28日～11月27日)

(政令市を含む、クルーズ船DPは含まない)

80

■ 入院患者数 (右軸)

— 病床占有率 (左軸)

60

40

20

0

100

80

60

40

20

0

6月28日 7月3日 7月8日 7月11日 7月13日 7月15日 7月18日 7月20日 7月22日 7月24日 7月26日 7月28日 7月30日 7月31日 8月1日 8月2日 8月3日 8月4日 8月5日 8月6日 8月7日 8月8日 8月9日 8月10日 8月11日 8月12日 8月13日 8月14日 8月15日 8月16日 8月17日 8月18日 8月19日 8月20日 8月21日 8月22日 8月23日 8月24日 8月25日 8月26日 8月27日 8月28日 8月29日 8月30日 8月31日 9月1日 9月2日 9月3日 9月4日 9月5日 9月6日 9月7日 9月8日 9月9日 9月10日 9月11日 9月12日 9月13日 9月14日 9月15日 9月16日 9月17日 9月18日 9月19日 9月20日 9月21日 9月22日 9月23日 9月24日 9月25日 9月26日 9月27日 9月28日 9月29日 9月30日 10月1日 10月2日 10月3日 10月4日 10月5日 10月6日 10月7日 10月8日 10月9日 10月10日 10月11日 10月12日 10月13日 10月14日 10月15日 10月16日 10月17日 10月18日 10月19日 10月20日 10月21日 10月22日 10月23日 10月24日 10月25日 10月26日 10月27日 10月28日 10月29日 10月30日 10月31日 11月1日 11月2日 11月3日 11月4日 11月5日 11月6日 11月7日 11月8日 11月9日 11月10日 11月11日 11月12日 11月13日 11月14日 11月15日 11月16日 11月17日 11月18日 11月19日 11月20日 11月21日 11月22日 11月23日 11月24日 11月25日 11月26日 11月27日

(人)

60

40

20

0

100

静岡県西部 新型コロナウイルス感染者入院状況(6月28日～11月27日)

(政令市を含む、クルーズ船DPは含まない)

80

■ 入院患者数 (右軸)

■ 病床占有率 (左軸)

(%)

(人)

60

40

20

0

60

40

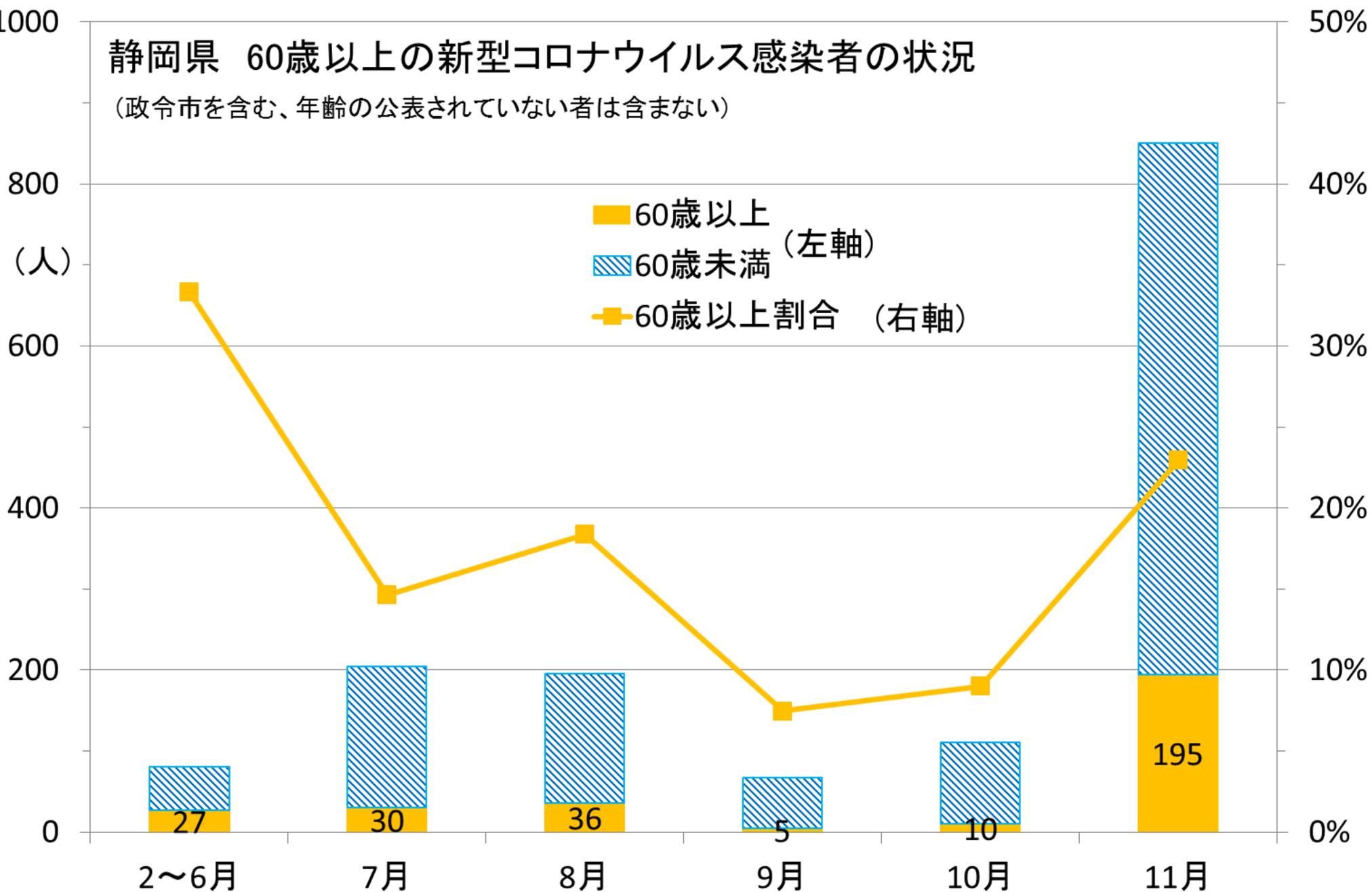
20

0

6月28日 7月3日 7月7日 7月8日 7月11日 7月13日 7月15日 7月17日 7月19日 7月21日 7月23日 7月25日 7月27日 7月29日 7月31日 8月2日 8月4日 8月6日 8月8日 8月10日 8月12日 8月14日 8月16日 8月18日 8月20日 8月22日 8月24日 8月26日 8月28日 8月30日 9月1日 9月3日 9月5日 9月7日 9月9日 9月11日 9月13日 9月15日 9月17日 9月19日 9月21日 9月23日 9月25日 9月27日 9月29日 9月30日 10月1日 10月2日 10月3日 10月4日 10月5日 10月6日 10月7日 10月8日 10月9日 10月10日 10月11日 10月12日 10月13日 10月14日 10月15日 10月16日 10月17日 10月18日 10月19日 10月20日 10月21日 10月22日 10月23日 10月24日 10月25日 10月26日 10月27日 10月28日 10月29日 10月30日 10月31日 11月1日 11月2日 11月3日 11月4日 11月5日 11月6日 11月7日 11月8日 11月9日 11月10日 11月11日 11月12日 11月13日 11月14日 11月15日 11月16日 11月17日 11月18日 11月19日 11月20日 11月21日 11月22日 11月23日 11月24日 11月25日 11月26日 11月27日

静岡県 60歳以上の新型コロナウイルス感染者の状況

(政令市を含む、年齢の公表されていない者は含まない)



静岡県内の感染者集団(クラスター)の状況 11月29日時点

No.	認定日	所在地	施設の種類	感染者数
1	7月17日	1熱海市1	カラオケを伴う飲食店	13
2	7月23日	2浜松市1	接待を伴う飲食店	51
3	7月24日	浜松市2	接待を伴う飲食店	10
4	7月27日	熱海市2	演奏を伴う飲食店	9
5	7月30日	3富士市1	接待を伴う飲食店	6
6	8月12日	4静岡市1	飲食店	5
7	8月12日	浜松市3	スポーツクラブ	5
8	8月17日	5御殿場市1	接待を伴う飲食店	8
9	8月25日	静岡市2	工場	7
10	9月5日	富士市2	スナック	9
11	9月30日	静岡市3	住宅	5
12	10月27日	浜松市4	同業者の集まり	23
13	10月28日	6伊豆の国市1	病院(順天堂静岡病院)	19
14	11月6日	浜松市5	有料老人ホーム	6
15	11月6日	浜松市6	グループホーム	22
16	11月8日	7焼津市1	事業所	9
17	11月11日	静岡市4	学校&バイト	56
18	11月14日	浜松市7	病院(遠州病院)	14

19	11月14日	静岡市5	カラオケを伴う飲食店A※*	8
20	11月14日	静岡市6	カラオケを伴う飲食店B※	12
21	11月18日	静岡市7	カラオケを伴う飲食店	5
22	11月18日	静岡市8	病院(済生会病院)	33
23	11月18日	浜松市8	接待を伴う飲食店	31
24	11月18日	浜松市9	接待を伴う飲食店	20
25	11月20日	静岡市9	カラオケを伴う飲食店C*	5
26	11月21日	静岡市10	カラオケを伴う飲食店	6
27	11月22日	8沼津市1	接待を伴う飲食店	23
28	11月23日	9伊東市1	カラオケもあるバー	10
29	11月25日	静岡市11	接待を伴う飲食店	8
30	11月27日	静岡市12	デイサービス事業所	26
31	11月29日	伊東市2	カラオケもあるスナック	7
32	11月29日	富士市3	工場	6
33	11月29日	富士市4	読書会	13
34	11月29日	富士市5	事業所	5
計	34件	9市	飲食店19、接待8、 カラオケ8 病院3、高齢者施設3	495

※No.19と20の両店利用4人、* No.19と25の両店利用1人

第7回静岡県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議について

(健康福祉部医療健康局)

1 要 旨

令和2年11月11日、「第7回静岡県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」を開催し、県の感染流行期（フェーズ）及び国の分科会ステージの引き上げ、県内で発生したクラスターへの対応について専門家の御意見を伺い、全自動化学発光酵素免疫測定装置（抗原定量検査）の導入状況等について報告を行った。

2 議事内容

(1) 県の感染流行期（フェーズ）及び国の分科会ステージの引き上げについて

現在の患者の発生状況を確認し、フェーズ及びステージを1段階引き上げるか伺った

	指 標	10/22～10/28	10/29～11/4	11/5～11/11 (対応する指標)	
県 感 染 流 行 期	1週間の新規感染者数(人口10万人あたり)	48人 (1.32)	57人 (1.57)	96人 (2.55)	感染まん延期
	1週間の感染経路不明者数	14人	17人	17人	感染移行期後期
	感染経路不明の感染者率	29.2%	29.8%	18.2%	感染限定期
	PCR等検査陽性率	3.3%	2.7%	6.2%	感染移行期後期
	クラスター発生状況	1件	1件	3件	-
国	病床の占有率	5.0%	13.6%	27.9%	ステージⅢ

ア 県の感染流行期

感染流行期について直近1週間の各指標は、感染まん延期が1、感染移行期後期が2、感染限定期が1であった。クラスターは3件発生。

→ 新規感染者数は「感染まん延期」だが、他の指標値は低いため、「感染移行期後期」に据え置く。

イ 国分科会ステージ

病床占有率は直近で27.9%とステージⅢの目安を超えている。

→ 感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積すると考えられ、ステージⅡに上げる。

(2) 病床占有率上昇への対策（軽症者用の宿泊施設や自宅療養の利用について）

病床使用率は約30%。病床がひっ迫状況にあり、以下について伺った。

- 1) 病床を増やすことを検討すべきか
- 2) 軽症者は宿泊施設や自宅療養とし、中等症以上の患者用に病床を確保すべきか

→ 地域ごとの状況に合わせ早期の宿泊施設や自宅療養の利用を推進し、有症状患者用の病床を確保

【委員御意見】

- ・ 宿泊施設直送の体制を各医療圏で進める
- ・ 宿泊施設へ直送できる患者の条件を明示すべき
- ・ 西部地域にもう1ヶ所、宿泊施設の整備が必要

- ・病床占有率だけでは判断できない。率は低くても、医療圏単位ではひっ迫している場合もある
- ・小児は症状が悪化しないので、自宅療養を進めるべき
- ・外国籍の方で、英語や日本語が通じない方は、コロナウイルスの事を全く知らない
- ・医療圏によっては病床が不足している。更なる病床確保を要請する

(3) 発生したクラスターについて

医療機関や高齢者施設でのクラスターを踏まえ良かった点と反省すべき点

【委員御意見】

- 1) 良かった点
 - ・DMA Tや感染対策の専門家が早期に現地入りし、迅速な対応ができた
 - ・今回は症状がある利用者全員が医療機関に入院できた
- 2) 反省すべき点
 - ・介護が必要な高齢者については、受け入れる医療機関の負担が増大する
 - ・認知症の介護者については、入所する介護施設で治療することも検討
 - ・介護スタッフへの感染対策の教育やマニュアル順守の徹底が必要
- 3) 施設に対して特に強調したいこと
 - ・休憩室でマスクをはずす時に感染を授受しない対策をとる
 - ・体調不良者は報告し休む
 - ・従事者だけでなく、利用者もできる限りマスク着用

4) 医療専門家会議に報告し、取り組んで行うこと

- ・**DMA Tと感染症対策の専門家が迅速にクラスターの発生した高齢者施設に入る体制づくり**
- ・**クラスターが発生しそうな施設から要請を受ける窓口の設置**
- ・**介護職員の支援体制と入院受入病床確保体制の構築**
- ・**地域ごとの状況に合わせ、宿泊施設や自宅療養の利用を推進**

(4) 全自動化学発光酵素免疫測定装置（抗原定量検査）の導入

- ・空港の検疫所で利用しているシステムを県にも導入
- ・検査機器を東部保健所、中部保健所、環境衛生科学研究所に3台設置
- ・1時間あたり120件の検査が可能となる
- ・高齢者施設の職員や入所者等を対象に定期的な検査を行うことを検討すべき

(5) インフルエンザ流行期における「発熱等診療医療機関」について

季節性インフルエンザ流行に備え、発熱等の症状のある多数の患者に対し、適切に相談・診療・検査を提供する体制を整備

- ・11月2日、県内670の医療機関を発熱等診療医療機関に指定
- ・11月16日から相談センターを「発熱等受診相談センター」に名称・業務を変更

健 発 1014 第 5 号

令 和 2 年 10 月 14 日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省健康局長

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部
を改正する政令等について（施行通知）

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。）については、我が国及び海外における新型コロナウイルス感染症の発生状況の変化等を踏まえ、本日、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令（令和2年政令第310号。以下「改正政令」という。）及び新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十九条第一項の厚生労働省令で定める者等を定める省令（令和2年厚生労働省令第172号）が公布され、令和2年10月24日から施行される。

これらの命令の概要は、下記のとおりであるので、貴職におかれては、内容を十分御了知いただくとともに、貴管内市町村及び関係機関等への周知を図り、その施行に遺漏なきを期されたい。

記

1 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症については、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号。以下「指定令」という。）により、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第8項の指定感染症として定められており、感染症法の規定を準用するとともに、その所要の読替えを規定することで、都道府県知事（保健所設置市の長及び特別区の長を含む。以下同じ。）が感染症法第19条及び第20条の入院の勧告・措置等の必要な措置を講ずること等を可能としている。

今般、これまでに把握されている医学的知見等を踏まえ、季節性インフルエンザの流行時期も見据え、医療資源を重症者や重症化リスクのある者に重点化していく観点から、新型コロナウイルス感染症に係る入院の勧告・措置について見直しを行うこととする。

2 改正の内容

指定令第3条において準用する感染症法第19条及び第20条の入院の勧告・措置の対象を、以下（1）及び（2）の対象者に限定することとする。

（1）65歳以上の者、呼吸器疾患を有する者その他の厚生労働省令で定める者

具体的には、以下のいずれかに該当する者である。

- ① 65歳以上の者
- ② 呼吸器疾患を有する者
- ③ 上記②に掲げる者のほか、腎臓疾患、心臓疾患、血管疾患、糖尿病、高血圧症、肥満その他の事由により臓器等の機能が低下しているおそれがあると認められる者
- ④ 臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由により免疫の機能が低下しているおそれがあると認められる者
- ⑤ 妊婦
- ⑥ 現に新型コロナウイルス感染症の症状を呈する者であって、当該症状が重度又は中等度であるもの
- ⑦ 上記①から⑥までに掲げる者のほか、新型コロナウイルス感染症の症状等を総合的に勘案して医師が入院させる必要があると認める者
- ⑧ 上記①から⑦までに掲げる者のほか、都道府県知事が新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため入院させる必要があると認める者

（2）上記（1）以外の者であって、当該感染症のまん延を防止するため必要な事項

として厚生労働省令で定める事項を守ることに同意しない者

「厚生労働省令で定める事項」は、次のとおりである。

- ア 指定された期間、指定された内容、方法及び頻度で健康状態を報告すること
- イ 指定された期間、指定された場所から外出しないこと
- ウ 上記ア及びイに掲げるもののほか、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため必要な事項

上記のアからウについては、宿泊療養又は自宅療養の際の感染防止に係る留意点を指す。具体的には、

- ・「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」(令和2年4月2日付け事務連絡。同年6月25日最終改正。) ¹、
- ・「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル(第3版)」(令和2年6月15日付け事務連絡) ² (なお、様式1で説明文書のモデル例がある。)、
- ・「新型コロナウイルス感染症患者が自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養時の感染管理対策について」(令和2年4月2日付け事務連絡) ³、
- ・「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る自宅療養の実施に関する留意事項(第4版)」(令和2年8月7日付け事務連絡) ⁴ (なお、別添2で留意事項等の周知文書の参考例がある。)

等を参考にすること。

3 施行期日

公布の日から起算して10日を経過した日(令和2年10月24日)から施行する。

4 経過措置

- (1) 改正政令の施行の前に行われた措置に係る指定令第3条において準用する感染症法第58条(第10号及び第12号に係る部分に限る。)の規定により支弁する費用及び指定令第3条において準用する感染症法第61条第2項の規定により負担する負担金については、なお従前の例による。

- (2) 改正政令による改正前の指定令(以下「旧令」という。)第3条において準用す

¹ 新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について(令和2年4月2日付け事務連絡。同年6月25日最終改正。) <https://www.mhlw.go.jp/content/000644314.pdf>

² 新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル(第3版)」(令和2年6月15日付け事務連絡) <https://www.mhlw.go.jp/content/000640246.pdf>

³ 新型コロナウイルス感染症患者が自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養時の感染管理対策について」(令和2年4月2日付け事務連絡) <https://www.mhlw.go.jp/content/000618528.pdf>

⁴ 「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る自宅療養の実施に関する留意事項(第4版)」(令和2年8月7日付け事務連絡) <https://www.mhlw.go.jp/content/000657891.pdf>

る感染症法第 19 条又は第 20 条の規定による入院に係る感染症法第 73 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、旧令の規定は、なおその効力を有する。

5 その他

新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者及び軽症患者で入院が必要な状態ではないと判断される者については、引き続き、宿泊療養又は自宅療養を求めること。

事務連絡
令和2年11月22日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

11月以降の感染状況を踏まえた病床・宿泊療養施設確保計画に基づく病床・宿泊療養施設の確保及び入院措置の対象について（要請）

新型コロナウイルス感染症対策については、ご尽力及びご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」（令和2年6月19日付け事務連絡¹）を踏まえ、各都道府県におかれては、病床・宿泊療養施設確保計画の策定及びそれに基づく病床の確保をはじめとして様々な取組を行いつつ、各地域における感染者増にも対応していただいているところです。

一方で、新型コロナウイルスの感染状況については、11月以降増加傾向が強まり、2週間で2倍を超える伸びとなり、過去最多の水準となっております。

こうした感染状況も踏まえ、下記の対応を徹底いただくよう、ご協力のほどお願いいたします。

記

- 新型コロナウイルス感染症の患者数が増加していることに鑑み、病床・宿泊療養施設確保計画に従って現在確保すべき病床等を着実に確保するとともに、感染状況の動向も踏まえつつ、フェーズの移行が速やかに行われるよう、早め早めの準備を行うこと。

¹ 今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について（6月19日付け事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000641692.pdf>

- その際、都道府県全体の動きだけでなく、都道府県内において感染が急拡大している地域があれば、そうした地域ごとの病床、宿泊療養施設の確保状況を改めて確認しつつ、病床・宿泊療養施設の確保を着実にを行うこと。
- 10月の政令改正（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令（令和2年10月14日公布、同月24日施行））により、入院勧告できる対象の明確化を行っていることにあらためて留意すること²。
- 病床確保や都道府県全体の入院調整に最大限努力したうえで、なお、病床がひっ迫する場合には、上記政令により入院勧告等ができるとしている者のうち、医師が入院の必要がないと判断し、かつ、宿泊療養施設（適切な場合は自宅療養）において丁寧な健康観察を行うことができる場合には、そのような取扱として差し支えないこと。

² 新型コロナウイルス感染症に係る感染症法上の入院措置の対象者について（11月13日付け事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000695027.pdf>

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令等について（施行通知）（10月14日健康局長通知） <https://www.mhlw.go.jp/content/000683018.pdf>